



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年11月24日金曜日 第463号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）...1245
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）...1246
 土地改良事業の工事完了の届出.....（農地整備課）...1246
 港湾施設の概要.....（港湾海岸課）...1246
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）...1246
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1246
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1247
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）...1247

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）...1247
 地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）...1248

告 示

○愛媛県告示第1208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
A I L A美容心療内科まつおかクリニック	松山市湊町五丁目5番地4 1F 2F	松岡邦彦	伊予市灘町123-2	松岡邦彦	精神通院医療	令和5年11月1日
レデイ薬局南久米店	松山市南久米町538番地1	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役白石明生	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
ウイング薬局伊予上野店	伊予市上野1462番地10	株式会社ウイング薬局	松山市榊味四丁目3番14号	代表取締役安藤雅人	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
光琳堂薬局中秋店	新居浜市本郷三丁目4番23号	株式会社Alkana	松山市高岡町480-13	代表取締役河村卓哉	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
三崎薬局	西宇和郡伊方町三崎1519番地	株式会社アポリード	八幡浜市大平1番耕地774番地5	代表取締役井上貴博	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
アイン薬局大町店	西条市大町703-3	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役淡路英広	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
アイン薬局金生町店	四国中央市金生町下分1249-1	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役淡路英広	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
アイン薬局山西店	松山市山西町890番地	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役淡路英広	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
アイン薬局松山記念病院店	松山市美沢1丁目10番34号	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役淡路英広	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日
すみれ調剤薬局	今治市石井町4丁目5-50 アイディヒルズ102号	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号	代表取締役淡路英広	精神通院医療（薬局）	令和5年11月1日

○愛媛県告示第1209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社雅	松山市春美町2番19号	代表取締役 山本 祐 輔	訪問看護ステーションるま	松山市春美町2番19号	精神通院医療	令和5年10月4日
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	理事長 渡部 三 郎	正光会今治訪問看護ステーション	今治市高市甲786番地13	精神通院医療	令和5年11月1日
合同会社訪問看護ステーション晴れ色	松山市東垣生町176-11	代表社員 小西 愛 美	訪問看護ステーション晴れ色	松山市東垣生町176-11	精神通院医療	令和5年10月23日

○愛媛県告示第1210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーションえん	松山市朝生田町4-2-4 桂ビル103	松山市井門町76-4番地1	精神通院医療	令和5年1月1日

○愛媛県告示第1211号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	真穴第一地区（八幡浜市）	令和5年10月13日

○愛媛県告示第1212号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村時広

種 類	位 置	数量及び能力
臨 港 道 路	起点 西条市広江564番地先 終点 西条市広江563番1地先	延長 360.0メートル 幅員 17.0メートル

○愛媛県告示第1213号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村時広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第10812号	令和2年4月17日	信和電工(株)	篠原 孝賢	四国中央市妻鳥町2935-1	令和5年10月10日	管工事業	建設業の廃止（一部）
(般・特-2)第17623号	令和2年12月3日	(株)新興	大西 英彦	四国中央市三島中央1-1-85	令和5年10月11日	電気工事業、管工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-2)第10933号	令和2年8月21日	(有)安永建設	安永 譲二	西条市三芳1582-1	令和5年10月24日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-30)第16233号	平成30年11月21日	(有)大城興業	岡村 明	西条市喜多川625-4	令和5年10月24日	土工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年11月24日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	俊成 定志	松山市中島大浦2371番地
"	河崎 石明	松山市小浜568番地1
"	桑木 研造	松山市長師1025番地
"	新藤 司	松山市宮野421番地
"	宮本 伊勢和	松山市神浦748番地
"	敷島 圭一	松山市宇和間783番地
"	石橋 伸一郎	松山市熊田甲43番地1

"	石丸 忠明	松山市吉木甲805番地
"	大内 隆治	松山市饒443番地
"	新山 忠勝	松山市畑里甲609番地
"	金子 晶年	松山市中島粟井甲816番地
"	矢野 修	松山市上怒和甲545番地
"	伊豫木 志郎	松山市元怒和甲982番地
"	玉井 雄	松山市津和地411番地
"	村上 悦朗	松山市二神甲383番地
"	森本 茂	松山市睦月318番地
監事	片山 富雄	松山市神浦1800番地
"	竹村 孝	松山市吉木甲883番地
"	豊田 勝	松山市二神甲450番地
"	中富 宣行	松山市三番町3丁目2-16ダイヤパレス三番町401号

"	杉野 重遠	松山市長師1018-1
"	里 康典	松山市宮野626
"	宮本 伊勢和	松山市神浦748
"	中田 孝志	松山市宇和間甲773
"	向井 祐一	松山市熊田甲619
"	天満 一樹	松山市吉木430-1
"	戎居 直幸	松山市饒甲231
"	向井 増美	松山市畑里甲929
"	金子 晶年	松山市中島粟井甲816
"	吉田 幸夫	松山市上怒和甲637-1
"	川下 松英	松山市元怒和甲995
"	絹笠 又明	松山市津和地280
"	豊田 勝	松山市二神甲450
"	森本 哲一	松山市睦月340
監事	濱田 研真	松山市宮野457
"	柳原 要	松山市饒445
"	玉井 雄	松山市津和地411
"	中富 宣行	松山市三番町3丁目2-16ダイヤパレス三番町401号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	俊成 定志	松山市中島大浦2371
"	河崎 石明	松山市小浜568-1

○愛媛県告示第1215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月24日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第27号 令和5年11月15日	東温市田窪字海稲1212番	松山市中村二丁目4番4号 渡部 雅貴

○愛媛県告示第1216号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年11月24日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-30）第18188号	平成30年11月1日	（有）植田建設	植田 龍也	大洲市徳森2280-13	令和5年10月30日	大工工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止（一部）

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6 218

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年11月24日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第7（第6条関係） 選考により採用する職</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 法令により次に掲げる資格を必要とする職 (1)～(3) 省略 (4) 学芸員、海技士、小型船舶操縦士、無線通信士、航空整備士、<u>職業訓練指導員及び一級建築士</u></p> <p>2 省略</p> </div>	<p>別表第7（第6条関係） 選考により採用する職</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 法令により次に掲げる資格を必要とする職 (1)～(3) 省略 (4) 学芸員、海技士、小型船舶操縦士、無線通信士、航空整備士<u>及び職業訓練指導員</u></p> <p>2 省略</p> </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1259

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年11月24日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域及び級地）</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>千葉県千葉市及び愛知県名古屋市</u> 3級地</p> <p>(4)・(5) 省略</p>	<p>（支給地域及び級地）</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) _____<u>愛知県名古屋市</u> 3級地</p> <p>(4)・(5) 省略</p>

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の地域手当に関する規則第2条の規定は、令和5年9月22日から適用する。